

積算参考資料（計画・調査編）新旧対照表

※1 主な改定部分を掲載しています。

※2 本表は、県のホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html>)

令和6年7月1日

神奈川県 県土整備局

積算参考資料（計画・調査編）

第1編 総 則

改 正

第1編 総則

第1章 総則 (参考資料)

第2節 設計等における数値の扱い

2-3 設計表示単位

項目	工 種	種 別	細 別	積算表示		契約表示		備 考
				単位	数 位	単位	数 位	
測量 地質 調査 業務	用地測量	資料調査	公図等の転写 地積測量図転写 土地登記簿調査 建物登記簿調査 権利者確認調査(当初) 権利者確認調査(追跡) 公図等転写連続図作成 復元測量 境界確認 土地境界立会確認書作成 補助基準点の設置 境界測量 用地境界反杭設置 用地境界杭設置 境界点間測量 面積計算	m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満は10m ²
				m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満は10m ²
				戸	1	戸	1	1,000m ² 未満は10m ²
				人	1	人	1	1,000m ² 未満は10m ²
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
直接調査費	機械ボーリング	サウンディング 及び原位置試験	現況実測平面図作成 横断面図作成 依頼書作成 協議書作成 土質ボーリング 岩盤ボーリング 固定ピストン式シンクウォールサンプリング (シンクウォールサンプリング) ロータリー式二重管サンプリング (デノンサンプリング) ロータリー式三重管サンプリング (トリプルサンプリング) 標準貫入試験 孔内載荷試験 ポアホールジャッキ試験 スクリーユエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験) ワグナー式二重管貫入試験 ポータブル貫入試験 現場透水試験	k m	0.01	k m	0.01	
				k m	0.01	k m	0.01	
				k m	0.01	k m	0.01	
				m	0.1	m	0.1	
				m	0.1	m	0.1	
				本	1	本	1	
				本	1	本	1	
				本	1	本	1	
				回	1	回	1	
				回	1	回	1	
				m	0.1	m	0.1	
				m	0.1	m	0.1	
				m	0.1	m	0.1	
				回	1	回	1	

現 行

第1編 総則

第1章 総則 (参考資料)

第2節 設計等における数値の扱い

2-3 設計表示単位

項目	工 種	種 別	細 別	積算表示		契約表示		備 考
				単位	数 位	単位	数 位	
測量 地質 調査 業務	用地測量	資料調査	公図等の転写 地積測量図転写 土地登記簿調査 建物登記簿調査 権利者確認調査(当初) 権利者確認調査(追跡) 公図等転写連続図作成 復元測量 境界確認 土地境界立会確認書作成 補助基準点の設置 境界測量 用地境界反杭設置 用地境界杭設置 境界点間測量 面積計算	m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満は10m ²
				m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未満は10m ²
				戸	1	戸	1	1,000m ² 未満は10m ²
				人	1	人	1	1,000m ² 未満は10m ²
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				m ²	100	m ²	100	
				直接調査費	機械ボーリング	サウンディング 及び原位置試験	現況実測平面図作成 横断面図作成 依頼書作成 協議書作成 土質ボーリング 岩盤ボーリング 固定ピストン式シンクウォールサンプリング (シンクウォールサンプリング) ロータリー式二重管サンプリング (デノンサンプリング) ロータリー式三重管サンプリング (トリプルサンプリング) 標準貫入試験 孔内載荷試験 ポアホールジャッキ試験 スクリーユエイト貫入試験 (旧スウェーデン式サウンディング試験) ワグナー式二重管貫入試験 ポータブル貫入試験 現場透水試験	k m
k m	0.01	k m	0.01					
k m	0.01	k m	0.01					
m	0.1	m	0.1					
m	0.1	m	0.1					
本	1	本	1					
本	1	本	1					
本	1	本	1					
回	1	回	1					
回	1	回	1					
m	0.1	m	0.1					
m	0.1	m	0.1					
m	0.1	m	0.1					
回	1	回	1					

改 正	現 行	備 考
<p>第2章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分</p> <p>参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量業務に係る技術者</p> <p>職種区分定義</p> <p>① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。</p> <p>⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p> <p>⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。</p> <p>(2) 地質調査業務に係る技術者</p> <p>職種区分定義</p> <p>① 地質調査技師：ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。</p> <p>② 主任地質調査員：ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</p> <p>③ 地質調査員：ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。</p>	<p>第2章 積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分</p> <p>参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量業務に係る技術者</p> <p>職種区分定義</p> <p>① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。</p> <p>⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p> <p>⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。</p> <p>(2) 地質調査業務に係る技術者</p> <p>職種区分定義</p> <p>① 地質調査技師：高度な技術的判断を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。</p> <p>② 主任地質調査員：高度な技術的判断を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、機器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</p> <p>③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。</p>	

第2編 測量業務

業 種	積算基準（参考資料）
-----	------------

改 正	現 行	備 考
<p>第2編 測量業務</p> <p>第1章 測量業務積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-1 成果検定</p> <p>1-1-3 成果検定料金</p> <p>成果検定料金は、物価資料を参考にして計上する。なお、地図作成等において、検定料金が地域条件等により区分されているものについては、その区分条件に応じた料金を使用する。また、検定料金等に下限値の指定がある場合は、その下限値に応じて設定された料金を使用する。</p>	<p>第2編 測量業務</p> <p>第1章 測量業務積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-1 成果検定</p> <p>1-1-3 成果検定料金</p> <p>成果検定料金は、物価資料を参考にして計上する。なお、地図作成等において、検定料金が地域条件等により区分されているものについては、その区分条件に応じた料金を使用する。</p>	

改 正

第2編 測量業務

第1章 測量業務積算基準 (参考資料)

第1節 測量業務積算基準

1-4 地域による変化率適用区分

地域による変化率の適用区分は、表1-1-2を標準とする。

表1-1-2 地域による変化率 (標準例)

縮尺1/25,000

(削除)

区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地				
市街地 (甲)				
市街地 (乙)				
都市近郊				
耕地				
原野				

現 行

第2編 測量業務

第1章 測量業務積算基準 (参考資料)

第1節 測量業務積算基準

1-4 地域による変化率適用区分

地域による変化率の適用区分は、表1-1-2を標準とする。

表1-1-2 地域による変化率 (標準例)

縮尺1/25,000

「国土地理院測量業務等積算資料より」

区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地				
市街地 (甲)				
市街地 (乙)				
都市近郊				
耕地				
原野				

備考

改 正

第2章 測量業務標準歩掛 (参考資料)

第1節 基準点測量

1-3 面状における基準点配点数

既知点の種類, 既知点間の標準距離, 新点間の標準距離及び測量計画区域面積当たりの標準配点数は, 次表のとおりとする。

表2-1-2 測量計画区域面積当たりの標準配点数

区 分	既知点の種類	既知点間の標準距離 (m)	新点間の標準距離 (m)	測量計画区域面積当たりの標準配点数
1級基準点測量	電子基準点 一～四等三角点 1級基準点	4,000	1,000	$A \div 87.0$
2級基準点測量	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	2,000	500	$A \div 22.0$ - (1級基準点数)
3級基準点測量	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	1,500	200	$A \div 3.5$ - (1, 2級基準点数)
4級基準点測量	一～四等三角点 1～3級基準点	500	50	$A \div 0.2$ - (1, 2, 3級基準点数)

- (注) 1. Aは測量計画区域面積 (ha 単位とする)
2. 計算結果は小数点以下切り上げとする。
3. 既知点を電子基準点のみとする場合, 既知点間の標準距離を適用しない。

現 行

第2章 測量業務標準歩掛 (参考資料)

第1節 基準点測量

1-3 面状における基準点配点数

既知点の種類, 既知点間の標準距離, 新点間の標準距離及び測量計画区域面積当たりの標準配点数は, 次表のとおりとする。

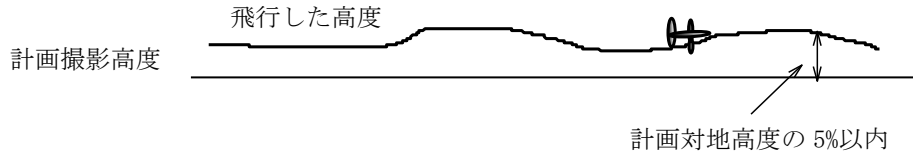
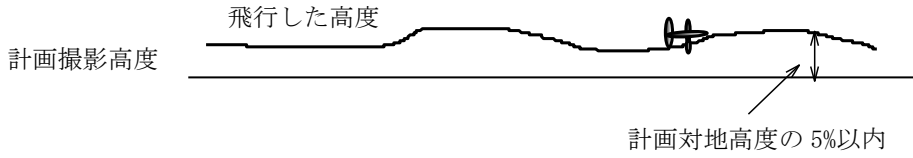
表2-1-2 測量計画区域面積当たりの標準配点数

区 分	既知点の種類	既知点間の標準距離 (m)	新点間の標準距離 (m)	測量計画区域面積当たりの標準配点数
1級基準点測量	電子基準点 一～四等三角点 1級基準点	4,000	1,000	$A \div 87.0$
2級基準点測量	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	2,000	500	$A \div 22.0$ - (1級基準点数)
3級基準点測量	(追加) 一～四等三角点 1～2級基準点	1,500	200	$A \div 3.5$ - (1, 2級基準点数)
4級基準点測量	一～四等三角点 1～3級基準点	500	50	$A \div 0.2$ - (1, 2, 3級基準点数)

- (注) 1. Aは測量計画区域面積 (ha 単位とする)
2. 計算結果は小数点以下切り上げとする。
3. 既知点を電子基準点のみとする場合, 既知点間の標準距離を適用しない。

改 正	現 行	価
<p>第5節 空中写真測量</p> <p>5-2 作業工程の計画</p> <p>5-2-1 各作業工程の検討</p> <p>計画を立てる場合の基本的条件として、次の事項を検討する。</p> <p>(1) 数値地形図データの使用目的 道路計画、河川計画、ダム・砂防計画等</p> <p>(2) 数値地形図データの作成区域 整備する数値地形図データの作成区域とする。</p> <p>(3) 必要精度 作成する数値地形図データの地図情報レベルに応じた平面位置及び標高とする。</p> <p>(4) 地形図に表現すべき内容 作業規程及び図式等の検討、図式にないものについての表現を検討する。</p> <p>(5) 資 料 収集した資料が使用できるものかどうか検討する。</p> <p>(6) 地図を必要とする時期</p> <p>(7) 地図情報レベル 地図情報レベルは、使用目的に応じて、レベル 2500 都市計画図、レベル 2500 河川計画図等のようにあらかじめ指定されていることが一般的である。</p> <p>(8) 地上画素寸法 地図情報レベルと数値写真の地上画素寸法との関係は、公共測量作業規程第 185 条で定められている。</p> <p>(9) 使用カメラ 使用するデジタル航空カメラの性能は、公共測量作業規程第 183 条で定められている。</p> <p>(10) G N S S / I M U 装置 使用する G N S S / I M U 装置の性能は、公共測量作業規程第 184 条で定められている。</p> <p>(11) 使用図化機 使用するデジタルステレオ図化機の性能は、公共測量作業規程第 226 条で定められている。</p>	<p>第5節 空中写真測量</p> <p>5-2 作業工程の計画</p> <p>5-2-1 各作業工程の検討</p> <p>計画を立てる場合の基本的条件として、次の事項を検討する。</p> <p>(1) 数値地形図データの使用目的 道路計画、河川計画、ダム・砂防計画等</p> <p>(2) 数値地形図データの作成区域 整備する数値地形図データの作成区域とする。</p> <p>(3) 必要精度 作成する数値地形図データの地図情報レベルに応じた平面位置及び標高とする。</p> <p>(4) 地形図に表現すべき内容 作業規程及び図式等の検討、図式にないものについての表現を検討する。</p> <p>(5) 資 料 収集した資料が使用できるものかどうか検討する。</p> <p>(6) 地図を必要とする時期</p> <p>(7) 地図情報レベル 地図情報レベルは、使用目的に応じて、レベル 2500 都市計画図、レベル 2500 河川計画図等のようにあらかじめ指定されていることが一般的である。</p> <p>(8) 写真縮尺 精度を十分に保つために写真縮尺を大きくすると、写真枚数が増えて不経済であり、逆に写真縮尺が小さくなりすぎると、経済的ではあるが精度は低下し、判読も困難となり誤りを生じやすい。公共測量作業規程第 268 条で地図情報レベルと（追加）地上画素寸法との関係（追加）を定め（追加）している。 やむを得ず該当する縮尺がない撮影及び対空標識の設置を行う場合の歩掛の適用は、撮影縮尺を 80% を限度として適用することが出来るものとする。（例 1/5,000 の場合には 1/4,000 を適用）</p> <p>(9) 使用カメラ 使用するデジタル航空カメラの性能は、公共測量作業規程第 265 条で定められている。</p> <p>(10) G N S S / I M U 装置 使用する G N S S / I M U 装置の性能は、公共測量作業規程第 266 条で定められている。</p> <p>(11) 使用図化機 使用するデジタルステレオ図化機の性能は、公共測量作業規程第 312 条で定められている。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>5-3 撮影の計画</p> <p>5-3-1 撮影諸元の決定</p> <p>(1) 地上画素寸法 地図情報レベルと数値写真の地上画素寸法との関連は、精度と効率の面から公共測量作業規程第 185 条に定められている。</p> <p>(3) 撮影基準面 撮影基準面は、通常、地域内の最高地点(A)と最低地点(B)の平均標高値を基準面として、撮影基準面を決定する。 例えば A→55m, B→5m とすると, h=30m ただし、起伏のはげしい地域・台地が存在する地域等では、全体の平均標高値を用いる。また、隣接コースとの重複度(サイドラップ)に余裕を持たせるために、少し高く設定することも多い。 基準面の決め方で影響の出るものは、オーバーラップ(同一コース内の隣接数値写真との重複度)・サイドラップ等である。 これらのうち、オーバーラップについては、コース上の撮影間隔だけであるから、撮影士が調整しながら撮影すれば、もし途中で比高の大きな地点があっても、オーバーラップに過不足は起こらない。サイドラップの場合は、コースが決められているから、撮影士のカメラ調整だけでは問題解決とならない。 サイドラップは、公共測量作業規程第 191 条によると最小でも 10%以上なければならないが、それが不足すると予想される場合の解決法として、次のような方法が考えられる。</p> <p>計画例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 撮影基準面を変更する。(基準面を高くする) 2) コースを変更する。(コース間隔を狭くする) 3) 基準面を 2 つにして段階的に撮影する。(広い台地がある場合) 4) コースはそのままとして、コース間に補備コースを設ける。(コース間に高地のある場合) <div style="text-align: center;"> <p>図 2-5-5 補備コース</p> </div> <p>また、サイドラップは 10%以上と決められているが、図 2-5-7 で検討する場合、10%を基に考えるとコースのずれによってサイドラップが 10%以下になることもあるので、15~20%を下限とした方がよい。 この場合において、図 2-5-5 のように、コース間に高地があって、比高が 250~300m を超えるものであったら、1)~4) のような計画変更をすべきである。</p>	<p>5-3 撮影の計画</p> <p>5-3-1 撮影諸元の決定</p> <p>(1) 地上画素寸法 地図情報レベルと数値写真の地上画素寸法との関連は、精度と効率の面から公共測量作業規程第 268 条に定められている。</p> <p>(3) 撮影基準面 撮影基準面は、通常、地域内の最高地点(A)と最低地点(B)の平均標高値を基準面として、撮影基準面を決定する。 例えば A→55m, B→5m とすると, h=30m ただし、起伏のはげしい地域・台地が存在する地域等では、全体の平均標高値を用いる。また、隣接コースとの重複度(サイドラップ)に余裕を持たせるために、少し高く設定することも多い。 基準面の決め方で影響の出るものは、オーバーラップ(同一コース内の隣接空中写真との重複度)・サイドラップ等である。 これらのうち、オーバーラップについては、コース上の撮影間隔だけであるから、撮影士が調整しながら撮影すれば、もし途中で比高の大きな地点があっても、オーバーラップに過不足は起こらない。サイドラップの場合は、コースが決められているから、撮影士のカメラ調整だけでは問題解決とならない。 サイドラップは、公共測量作業規程第 275 条によると最小でも 10%以上なければならないが、それが不足すると予想される場合の解決法として、次のような方法が考えられる。</p> <p>計画例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 撮影基準面を変更する。(基準面を高くする) 2) コースを変更する。(コース間隔を狭くする) 3) 基準面を 2 つにして段階的に撮影する。(広い台地がある場合) 4) コースはそのままとして、コース間に補備コースを設ける。(コース間に高地のある場合) <div style="text-align: center;"> <p>図 2-5-5 補備コース</p> </div> <p>また、サイドラップは 10%以上と決められているが、図 2-5-7 で検討する場合、10%を基に考えるとコースのずれによってサイドラップが 10%以下になることもあるので、15~20%を下限とした方がよい。 この場合において、図 2-5-5 のように、コース間に高地があって、比高が 250~300m を超えるものであったら、1)~4) のような計画変更をすべきである。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>5-3-4 撮影飛行中に生じる障害 撮影飛行中の気流等天候状況及び操縦ミス等によるもので、そのずれ及び傾きは、公共測量作業規程第 188 条を標準とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 2-5-12 撮影計画高度に対するずれ</p> <p>5-4 標定点測量 5-4-1 標定点測量・対空標識の設置 (1) 標定点測量は、既設点のほかに同時調整及び数値図化において空中写真の標定に必要な水平位置及び標高の基準となる点 (標定点) を設置する作業をいう。 (2) 対空標識の設置は、既設基準点、標定点が写真上で確認できるように設置するものである。対空標識の規格は、公共測量作業規程第 177 条を標準とする。なお、空中写真上で明瞭な構造物が観測できる場合、その構造物上で標定点測量を行い対空標識に代えることができる。</p>	<p>5-3-4 撮影飛行中に生じる障害 撮影飛行中の気流等天候状況及び操縦ミス等によるもので、そのずれ及び傾きは、公共測量作業規程第 271 条を標準とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 2-5-12 撮影計画高度に対するずれ</p> <p>5-4 標定点測量 5-4-1 標定点測量・対空標識の設置 (1) 標定点測量は、既設点のほかに同時調整及び数値図化において空中写真の標定に必要な水平位置及び標高の基準となる点 (標定点) を設置する作業をいう。 (2) 対空標識の設置は、既設基準点、標定点が写真上で確認できるように設置するものである。対空標識の規格は、公共測量作業規程第 259 条を標準とする。なお、空中写真上で明瞭な構造物が観測できる場合、その構造物上で標定点測量を行い対空標識に代えることができる。</p>	

改 正	現 行	価
<p>第6節 航空レーザ測量</p> <p>6-2 作業工程の計画</p> <p>6-2-1 各作業工程の検討 計画を立てる場合の基本的条件として、次の事項を検討する。</p> <p>(1) 成果データの使用目的 河川管理、ダム・砂防計画等。</p> <p>(2) 計測区域 安全性と調整点の配置状況を考慮した面積とする。</p> <p>(3) 必要精度 整備する成果データの使用目的や地図情報レベルから格子間隔（グリッドサイズ）、計測密度を設定する。植生の繁茂状況はレーザ測距の精度に影響するため、落葉期が望ましい。</p> <p>(4) 資 料 収集した資料が使用できるものかどうか検討する。</p> <p>(5) 成果データを必要とする時期</p> <p>(6) 地図情報レベル 地図情報レベルは、使用目的に応じて、レベル1000砂防基盤図等のようあらかじめ指定されていることが一般的である。</p> <p>(7) 計測諸元 対地高度、対地速度、コース間重複度（%）、スキャン回数、スキャン角度、パルスレート、飛行方向・飛行直交方向の標準的取得点間距離等を必要精度に応じて設定する。</p> <p>(8) レーザ測距装置 使用するレーザ測距装置の性能は、公共測量作業規程第542条で定められている。</p> <p>(9) G N S S / I M U 装置 使用するG N S S / I M U 装置の性能は、公共測量作業規程第542条で定められている。</p> <p>(10) 標高値内挿補間法 グリッドデータへの標高値内挿補間法は、公共測量作業規程第564条で定められている。</p> <p>6-3 計測の計画</p> <p>6-3-1 計測諸元の決定</p> <p>(1) 飛行方向及び飛行直交方向の標準的取得点間距離 公共測量作業規程第538条及び第566条で定められている値を満たすよう設定する。</p> <p>(2) コース間重複度 公共測量作業規程第538条に定めるところにより30%を標準とする。</p>	<p>第6節 航空レーザ測量</p> <p>6-2 作業工程の計画</p> <p>6-2-1 各作業工程の検討 計画を立てる場合の基本的条件として、次の事項を検討する。</p> <p>(1) 成果データの使用目的 河川管理、ダム・砂防計画等。</p> <p>(2) 計測区域 安全性と調整点の配置状況を考慮した面積とする。</p> <p>(3) 必要精度 整備する成果データの使用目的や地図情報レベルから格子間隔（グリッドサイズ）、計測密度を設定する。植生の繁茂状況はレーザ測距の精度に影響するため、落葉期が望ましい。</p> <p>(4) 資 料 収集した資料が使用できるものかどうか検討する。</p> <p>(5) 成果データを必要とする時期</p> <p>(6) 地図情報レベル 地図情報レベルは、使用目的に応じて、レベル1000砂防基盤図等のようあらかじめ指定されていることが一般的である。</p> <p>(7) 計測諸元 対地高度、対地速度、コース間重複度（%）、スキャン回数、スキャン角度、パルスレート、飛行方向・飛行直交方向の標準的取得点間距離等を必要精度に応じて設定する。</p> <p>(8) レーザ測距装置 使用するレーザ測距装置の性能は、公共測量作業規程第423条で定められている。</p> <p>(9) G N S S / I M U 装置 使用するG N S S / I M U 装置の性能は、公共測量作業規程第423条で定められている。</p> <p>(10) 標高値内挿補間法 グリッドデータへの標高値内挿補間法は、公共測量作業規程第444条で定められている。</p> <p>6-3 計測の計画</p> <p>6-3-1 計測諸元の決定</p> <p>(1) 飛行方向及び飛行直交方向の標準的取得点間距離 公共測量作業規程第419条及び第446条で定められている値を満たすよう設定する。</p> <p>(2) コース間重複度 公共測量作業規程第419条に定めるところにより30%を標準とする。</p>	

改 正

第7節 測量業務標準歩掛における機械経費等の構成

7-1 機械経費等の構成

5-1-3 河川測量 距離標設置測量

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
トータルステーション	3級	台日	2				木杭	6cm×6cm×60cm	本	10	仮杭
ライトバン	1.5L	〃	2	供用日損料			コンクリート杭	12cm×12cm×90cm	〃	10	
〃	〃	台時	4	運行時間損料			セメント		kg	684	
雑器材		式	1				砂利		m ³	1.1	
							砂		〃	0.9	
							ガソリン		リットル	10.8	2.7リットル×4.0h
							雑品		式	1	

8-3-3 標定点及び同時調整 簡易水準測量

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	3級	台日	2		通信運搬費	一式	ガソリン	(削除)	リットル	10.8	2.7リットル×4.0h
水準用電卓		台日	2				雑品		式	1	
空中写真引伸機	白黒	台日	0.1				(削除)		(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				(削除)		(削除)	(削除)	(削除)
ライトバン	1.5L	台日	2	供用日損料							
〃	〃	台時	4	運行時間損料							
雑器材		式	1								

(削除)

現 行

第7節 測量業務標準歩掛における機械経費等の構成

7-1 機械経費等の構成

5-1-3 河川測量 距離標設置測量

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
トータルステーション	3級	台日	2				木杭	6cm×6cm×60cm	本	10	仮杭
ライトバン	1.5L	〃	2	供用日損料			コンクリート杭	12cm×12cm×120cm	〃	10	
〃	〃	台時	4	運行時間損料			セメント		kg	684	
雑器材		式	1				砂利		m ³	1.1	
							砂		〃	0.9	
							ガソリン		リットル	10.8	2.7リットル×4.0h
							雑品		式	1	

8-3-3 標定点及び同時調整 簡易水準測量

機械経費の構成					通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	摘要	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
レベル	3級	台日	2		通信運搬費	一式	印画紙 (WPペーパー)	引伸用 49.5cm×51cm	枚	4	(追加)
水準用電卓		台日	2				処理薬品※		式	1	
空中写真引伸機	白黒	台日	0.1				ガソリン		リットル	10.8	2.7リットル×4.0h
印画紙現像機	白黒・自動	台日	0.1				雑品		式	1	
ライトバン	1.5L	台日	2	供用日損料							
〃	〃	台時	4	運行時間損料							
雑器材		式	1								

※ 処理薬品は、印画紙(WPペーパー)の合計の20%を計上する。

第3編 地質調査業務

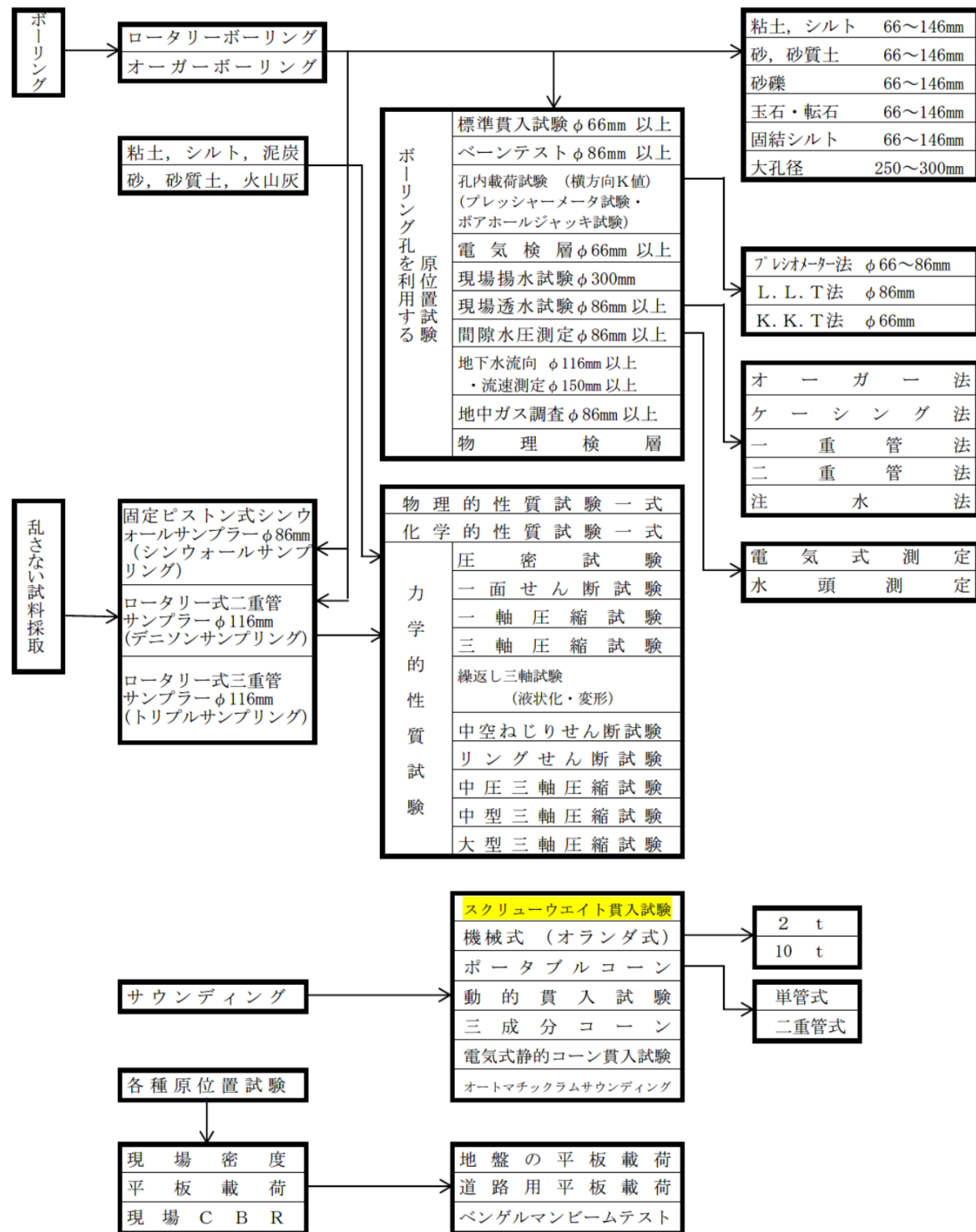
改 正

第3編 地質調査業務

第1章 地質調査積算基準 (参考資料)

第1節 地質調査積算基準

1-4 地質調査相互関連図

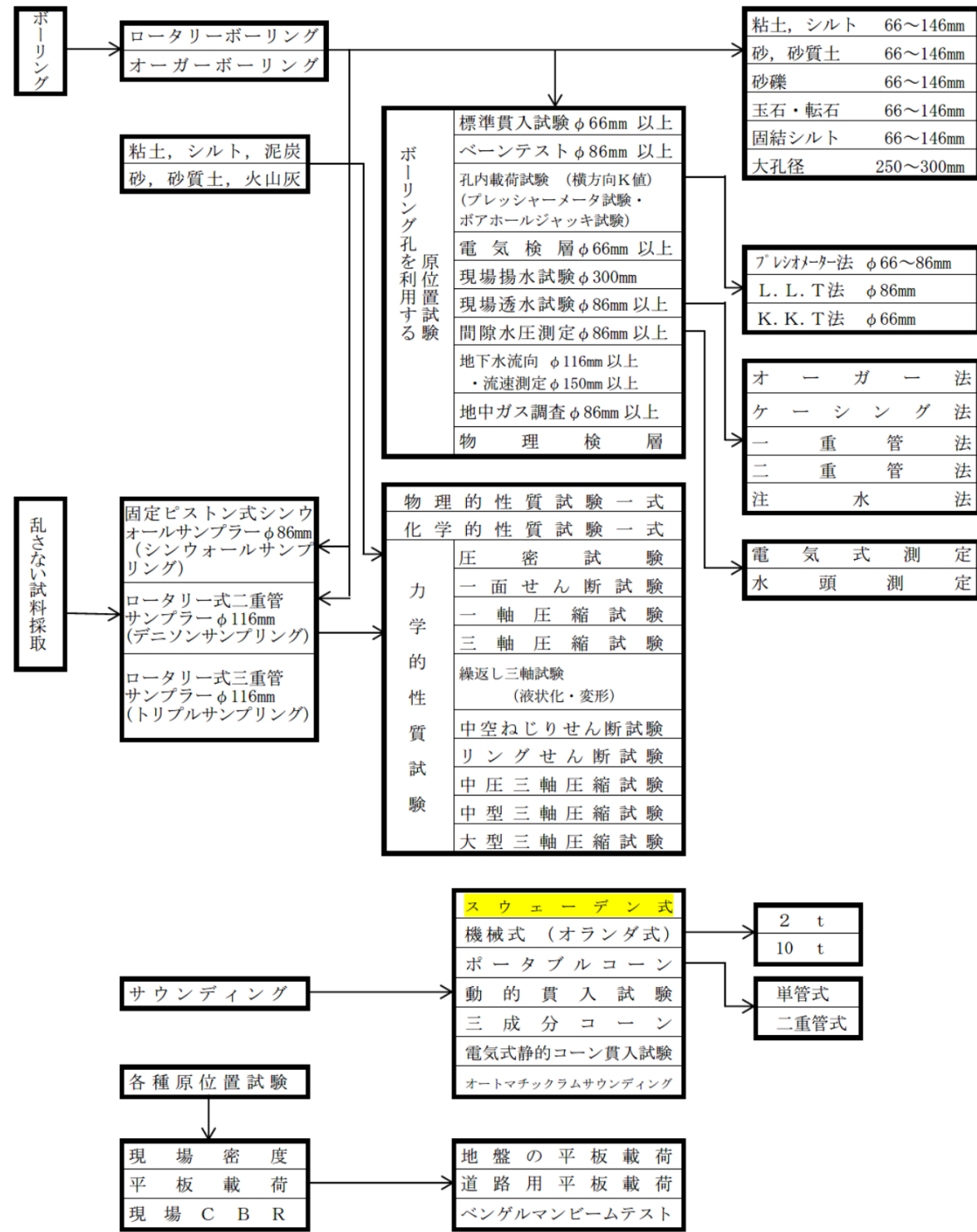


現 行

第3編 地質調査業務

第1章 地質調査積算基準 (参考資料)

第1節 地質調査積算基準



第6編 その他積算基準（参考資料）

第1章 地盤変動影響調査等

改 正

現 行

第6編 その他積算基準(参考資料)

第6編 その他積算基準(参考資料)

第1章 地盤変動影響調査等

第1章 地盤変動影響調査等

第1節 地盤変動影響調査等業務費積算基準

第1節 地盤変動影響調査等業務費積算基準

1-1 適用範囲

1-1 適用範囲

(1) この積算基準は、神奈川県県土整備局が別途定める「用地調査等業務共通仕様書」における地盤変動影響調査によって、請負又は委託を付す場合の業務費を積算するときに適用する。

(1) この積算基準は、神奈川県県土整備局が別途定める「用地調査等共通仕様書」における地盤変動影響調査によって、請負又は委託を付す場合の業務費を積算するときに適用する。

(2) (略)

(2) (略)

1-2、1-3 (略)

1-2、1-3 (略)

1-4 地盤変動影響調査等

1-4 地盤変動影響調査等

1-4-3 費用負担の説明

1-4-3 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

(1) (略)

(1) (略)

(2) 現地踏査

(2) 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、1-4-2(2)現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-19により行うものとする。

現地踏査の費用内容及び取扱いは、1-4-2(2)現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-19により行うものとする。

表1-19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.60人	
			技師 B	0.60人	
			技師 C	0.60人	

表1-19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.50人	
			技師 B	0.50人	
			技師 C	0.50人	

(3) 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-20により行うものとする。

表1-20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.05	0.04	0.09人	
			技師 C	0.05	0.04	0.09人	

注1・注2 (略)

(4) 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-21により行うものとする。

表1-21

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料 の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.11	0.11人	
			技師 C	—	0.21	0.21人	

注 (略)

(5) 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-22により行うものとする。

表1-22

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担 説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.45	0.10	1.55人	
			技師 C	1.45	0.36	1.81人	

注 (略)

(3) 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-20により行うものとする。

表1-20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.06	0.04	0.10人	
			技師 C	0.06	0.04	0.10人	

注1・注2 (略)

(4) 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-21により行うものとする。

表1-21

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料 の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.12	0.12人	
			技師 C	—	0.24	0.24人	

注 (略)

(5) 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1-22により行うものとする。

表1-22

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担 説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	1.57	0.08	1.65人	
			技師 C	1.57	0.46	2.03人	

注 (略)

第6編 その他積算基準（参考資料）

第2章 道路台帳（財産管理図面）整備作業

改正

道路台帳（財産管理図面）整備作業積算基準

第2節 道路台帳（財産管理図面）整備作業歩掛

2-1 4級基準点測量

(略)

2-2 補足平面測量

(略)

2-3 路線測量（線形決定）

(略)

2-4 用地測量（作業計画および資料調査）

(略)

2-5 用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）

(略)

2-5-6 製図

標準作業量		延人日				
測量面積 10,000㎡当り	測量主任技師					
	測量技師					
内訳	外業計					
	内業計		0.60	2.50	2.50	
合計			0.60	2.50	2.50	

各費目の直接人件費に対する割合		
費目	割合	備考
機械経費	0.0 %	
通信運搬費等	0.0 %	
雑材料費	0.6 %	

- (注) 1. 補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する。
2. 作業幅員は道路区域幅(W)+左右各5mとする。

現行

道路台帳（財産管理図面）整備作業積算基準

第2節 道路台帳（財産管理図面）整備作業歩掛

2-1 4級基準点測量

(略)

2-2 補足平面測量

(略)

2-3 路線測量（線形決定）

(略)

2-4 用地測量（作業計画および資料調査）

(略)

2-5 用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）

(略)

2-5-6 製図

標準作業量		延人日				
測量面積 10,000㎡当り	測量主任技師					
	測量技師					
内訳	外業計					
	内業計		0.60	2.50	2.50	
合計			0.60	2.50	2.50	

各費目の直接人件費に対する割合		
費目	割合	備考
機械経費	0.0 %	
通信運搬費等	0.0 %	
雑材料費	0.5 %	

- (注) 1. 補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する。
2. 作業幅員は道路区域幅(W)+左右各5mとする。

備考

改正

第2節 道路台帳（財産管理図面）整備作業歩掛

2-6 その他

(略)

2-6-2 道路境界紙（穿孔式）設置

標準作業量		延人日				
10個当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計			1.00	1.00	1.00
	内業計			0.40	0.40	
合計				1.40	1.40	1.00

各費目の直接人件費に対する割合				
費目	割合	備考		
機械経費	5.0 %			
通信運搬費等	0.0 %			
材料費	0.0 %			
雑材料費	7.5 %	充填材等		
材料費の構成（積上げにより計上）				
品名	規格	単位	数量	適用
道路境界紙	黒マーク入り、 バフ仕上げ、 5cm×5cm	10	個	

- (注) 1. 道路境界紙を支給する場合は、材料費を計上しない。
 2. 材料費を計上する場合は、道路境界紙の印のパターン（上辺中央▲、上角▲、十字）のそれぞれについて、必要な個数を計上する。

現行

第2節 道路台帳（財産管理図面）整備作業歩掛

2-6 その他

(略)

2-6-2 道路境界紙（穿孔式）設置

標準作業量		延人日				
10個当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計			1.00	1.00	1.00
	内業計			0.40	0.40	
合計				1.40	1.40	1.00

各費目の直接人件費に対する割合				
費目	割合	備考		
機械経費	5.0 %			
通信運搬費等	0.0 %			
材料費	0.0 %			
雑材料費	7.0 %	充填材等		
材料費の構成（積上げにより計上）				
品名	規格	単位	数量	適用
道路境界紙	黒マーク入り、 バフ仕上げ、 5cm×5cm	10	個	

- (注) 1. 道路境界紙を支給する場合は、材料費を計上しない。
 2. 材料費を計上する場合は、道路境界紙の印のパターン（上辺中央▲、上角▲、十字）のそれぞれについて、必要な個数を計上する。

備考

改正

第3節 道路台帳（財産管理図面）整備作業単価表

（適用時点 令和6年7月1日）

- 3-1 4級基準点測量
（略）
- 3-2 補足平面測量
（略）
- 3-3 路線測量
（略）
- 3-4 用地測量（作業計画および資料調査）
（略）
- 3-5 用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）
（略）
- 3-5-6 製図

単価表（道路管理課設定）

10,000 m²当り

項目	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
直接人件費	測量技師	(内業)	人	0.60			
	測量技師補	(内業)	人	2.50			
	測量助手	(内業)	人	2.50			
雑材料費			%	0.6			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である

※補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する

※作業幅は道路区域復員(W) + 左右各5mとする

現行

第3節 道路台帳（財産管理図面）整備作業単価表

（適用時点 令和5年7月1日）

- 3-1 4級基準点測量
（略）
- 3-2 補足平面測量
（略）
- 3-3 路線測量
（略）
- 3-4 用地測量（作業計画および資料調査）
（略）
- 3-5 用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）
（略）
- 3-5-6 製図

単価表（道路管理課設定）

10,000 m²当り

項目	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
直接人件費	測量技師	(内業)	人	0.60			
	測量技師補	(内業)	人	2.50			
	測量助手	(内業)	人	2.50			
雑材料費			%	0.5			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である

※補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する

※作業幅は道路区域復員(W) + 左右各5mとする

備考

改正

第3節 道路台帳（財産管理図面）整備作業単価表

3-6 その他

3-6-1 道路境界杭設置
（略）

3-6-2 道路境界鋳（穿孔式）設置

単価表（道路管理課設定） 10個当り

項目	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
直接人件費	測量技師補	(内業・外業)	人	1.40			
	測量助手	(内業・外業)	人	1.40			
	測量補助員	(外業)	人	1.00			
材料費	道路境界鋳	バフ仕上げ 5cm×5cm	個	10			県マーク入り
機械経費			%	5.0			直接人件費に乗ずる
雑材料費			%	7.5			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象であり、計上方法は基準書及び参考資料による
 ※道路境界鋳は穿孔して設置するものとし、道路境界鋳を支給する場合には材料費を控除する
 ※雑材料費には充填材等を含む
 ※材料費を計上する場合は、道路境界鋳の印のパターン(上辺中央▲、上角▲、十字)のそれぞれについて、必要な個数を計上する

3-6-3 境界点間測量
（略）

3-6-4 製本費（参考）

単価表（道路管理課設定） 1業務当り

項目	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
材料費	クロス表紙	40cm×50cm	組				台帳図面用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				土地登記簿調査用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				境界承諾書他用
	ビニルホルダー	40cm×50cm	枚				原図収納用
	陽画焼付(材料共)	40cm×50cm	枚				白焼き
	第二原図(材料共)	40cm×50cm マイラー #300	枚				
	製本費	40cm×50cm	枚				
	雑品費			%	1.5		材料費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である

現行

第3節 道路台帳（財産管理図面）整備作業単価表

3-6 その他

3-6-1 道路境界杭設置
（略）

3-6-2 道路境界鋳（穿孔式）設置

単価表（道路管理課設定） 10個当り

項目	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
直接人件費	測量技師補	(内業・外業)	人	1.40			
	測量助手	(内業・外業)	人	1.40			
	測量補助員	(外業)	人	1.00			
材料費	道路境界鋳	バフ仕上げ 5cm×5cm	個	10			県マーク入り
機械経費			%	5.0			直接人件費に乗ずる
雑材料費			%	7.0			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象であり、計上方法は基準書及び参考資料による
 ※道路境界鋳は穿孔して設置するものとし、道路境界鋳を支給する場合には材料費を控除する
 ※雑材料費には充填材等を含む
 ※材料費を計上する場合は、道路境界鋳の印のパターン(上辺中央▲、上角▲、十字)のそれぞれについて、必要な個数を計上する

3-6-3 境界点間測量
（略）

3-6-4 製本費（参考）

単価表（道路管理課設定） 1業務当り

項目	名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
材料費	クロス表紙	40cm×50cm	組				台帳図面用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				土地登記簿調査用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				境界承諾書他用
	ビニルホルダー	40cm×50cm	枚				原図収納用
	陽画焼付(材料共)	40cm×50cm	枚				白焼き
	第二原図(材料共)	40cm×50cm マイラー #300	枚				
	製本費	40cm×50cm	枚				
	雑品費			%	1.2		材料費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である

備考

改正				現行				備考
令和6年度設計単価（道路管理課所管）				令和5年度設計単価（道路管理課所管）				単価の改定
1. 道路台帳用表紙等				1. 道路台帳用表紙等				
材料名	形状・寸法	単位	単価	材料名	形状・寸法	単位	単価	
台帳図面用表紙	クロス表紙 40cm×50cm	1組	32,800円	台帳図面用表紙	クロス表紙 40cm×50cm	1組	29,660円	
表紙(上製本用)	A4ビス止め 文字箔押	1組	23,860円	表紙(上製本用)	A4ビス止め 文字箔押	1組	14,660円	
ビニールホルダー(原図収納用)	40cm×50cm	1枚	2,130円	ビニールホルダー(原図収納用)	40cm×50cm	1枚	1,320円	
陽画焼付(白焼き)(材工共)	40cm×50cm	1枚	970円	陽画焼付(白焼き)(材工共)	40cm×50cm	1枚	490円	
第2原図(材工共)	マイラー#300 40cm×50cm	1枚	11,500円	第2原図(材工共)	マイラー#300 40cm×50cm	1枚	10,430円	
製本費(図面製本)	40cm×50cm	1枚	347円	製本費(図面製本)	40cm×50cm	1枚	104円	
2. 道路境界鈺				2. 道路境界鈺				
材料名	形状・寸法	単位	単価	材料名	形状・寸法	単位	単価	
道路境界鈺 (県マーク入り/上辺中央▲)	バフ仕上げ 5cm×5cm	1個	3,210円	道路境界鈺 (県マーク入り/上辺中央▲)	バフ仕上げ 5cm×5cm	1個	3,550円	
道路境界鈺 (県マーク入り/上角▲)	バフ仕上げ 5cm×5cm	1個	3,210円	道路境界鈺 (県マーク入り/上角▲)	バフ仕上げ 5cm×5cm	1個	3,550円	
道路境界鈺 (県マーク入り/十字)	バフ仕上げ 5cm×5cm	1個	3,210円	道路境界鈺 (県マーク入り/十字)	バフ仕上げ 5cm×5cm	1個	3,550円	
※上記単価は、20個以上発注する場合に限る								